

皆さん方の御質疑によって、ご説明
を申し上げたいと、このように考えま
して、審査報告にかえたいと思いま
す。

議長

本案に対する質疑を許します。

8番

今先、委員長の御報告にもありましたように更正予算としては、例年にならぬ額の大きい更正予算でござります。そこで市税に對しまして相当額の更正予算になつておられますが、当初予算の過少見積りも大だと思ひますが、単なるそれだけであるのか、又、それだけ市民所得が上昇し、そして税金の方も予想以上に上回つたと云うことはなにかどうか、その辺に對つてお答え願ひます。

総務委員長

先程も申し上げましたように主に過少見積りの甘さが大きな原因でござります。

8番

特別交付税或いは交付税の問題でござりますが、この計算からしますと普通去年同様に計上されております。しかしながら交付税は毎年毎年多くなつておる傾向でござりますが、今年度もあますところわずか3ヶ月でござりますがその実充分なる資料に基づいて計上されてゐるものであるかどうか。その点、

総務委員長

御説明申し上げます。去年は50,000ドル

の特例交付税を交付されております。しかしながら今年度は20,000ドルとすることになっておりますが、去年の交付税の支給の率と、今年度の率がだいぶかわって来ようであります。去年の15%に対して、今年度は10%とすることになってまして、大体正確な見積りは、20,000ドルだということになることでござります。しかしながら去年50,000ドルであるならば、それにもう少し近づけて予算計上して、そして、それに向って、努力をしてもいいんじゃないかというふうな意見もあった話でありますけれども、しかしながらそれにつきましても、別の角度からやることにして、一応正確な見通し正確な見積りをもって、予算には計上した方がいいというようなことで20,000ドル計上してあるようであります。

8番

あと1点も同じしますが、特例交付税の場合は去年の交付額が52,926.1とになっておりそれから普通交付税の調整額分が入ってありますので、それを差引き残り額の10%計上されて来るというふうな説明書にあります。けれども、そうなのは、去年の額、全然かわってないというふうな考えに立つてか、しかしながら交付税は年々上昇する

で、いゆる尚、過少見積りというふう
になりはせんかとうか。

総務委員長

これについてもう少し具体的に総務課
長をして説明させたいと思います。

総務課長

私の方から補足して御説明申し上げます。
去年度の交付税が、 $\text{¥}52,000$ —ござい
ましたけれども、そのうちには当然普通
交付税として、(聴取可能) $\text{¥}13,000$ —余
入っております。実際には、 $\text{¥}40,000$ —
たらずでございます。今70年度からは、
交付税総額に示める特別交付税の何
は、69年度まで15%だったものが、10%
に落ちたというところが、今回 $\text{¥}20,000$ —
を計上した一番大きな原因でござい
ますけれども、去年の $\text{¥}1,500,000$ —に對し
まして、70年度の交付税総額は約 $\text{¥}1,800,000$ —
ございますので、当然その率から申
し上げますと、去年より上回っているんじ
やないかというふうな予想もある款で
ございますけれども、何しろ特別交付税
と申しますものは、明確なそういう算定
基準がございませんで、その奥に共
当局といたしましては、確実な数字と
いたしましては、大体 $\text{¥}20,000$ —だと、勿
論これは、折衝、いかにによりましては、そ

の最と増額されることも可能かも知れ
ませんけれども当局といたしましては、
どうしても確実な数字といたしましては、
＄20,000-が妥当じゃないかとそういうこ
とで＄20,000-計上したというところでござ
います。

8番

普通交付税の分は、額は上つてお
りますか。それからした場合に、当然特
別交付税の例年より今年は、上回ると
いう予想が充分立てられる訳でござ
いますか。一応何するんじゃないかと、
＄20,000-と。

総務課長

そうでござります。

8番

あと、奥の伺「致した」と思います。
土木費の24節工事請負費の＄55,000-
の増になつておられますか。一般質問の
中でも相当つっ込んでされております。
あの当時も即ち道路行政の予算、せ
つかく道路工事はしたものの検査の翌
日から、こわれてしまうというような結
果が生じて、論議あわされた訳でござ
います。その奥は監督の不届きそう
う、そのが、指摘された訳でござります。

その場合にはあまりにも工事が遅
ぎて、工事監督がどうしてもできな
いような感じも与える訳でございま
す。そこで、しかし後3ヶ月猶予1が残
つておられますが、それだけの工事を
するのに充分なる人員が整えられてお
るのかどうか、ただやればいいという主
義でなくして、充分監督をして、それ
のようなずさんな工事にならないう
な充分監督をできる態勢にあるか
どうか、その辺も委員会の方で調
査をしてあるならば、説明をお願いし
たいと思います。

総務委員長

御説明申し上げます。年度末の更正
があるならばできるだけ投資的経費
特に事業費を重層的に編成或いは
事業費に充てるべきであるというの
が、更正予算を検討するところのその
主眼点でございまして、只今御指
摘がありますように既設予算で
60,000-余りの或いは50,000-余りのア
スファルト乳剤舗装工事が既に執
行しつつあります。その執行状況を見
てみますと、大体70%という高い執
行率を示しております。しかしながらあ
りますところの後3ヶ月しかございませ
ないのと、更に50,000-余りの莫大なる事業

投資をやるという事は、これは近年にな
 11と3のすばらしい構想だと私達考
 えてあります。合せますと120,000余
 リ14年で120,000余りの事業投資
 ができるということは、従来全然な
 ったところの大きな行政成績である
 11るふうに我々評価して11る事でござ
 います。しかしながら、今指摘される
 ように予算はこのような膨大な予算を
 取ってありますけれども、いざ実際にや
 るところの執行体制ができて11なければ、
 これは又問題であるというふうなこ
 とになるかと思11ますが、我々が審
 査した過程に於いては、充分執行が
 できるという体制のようござ11ます。
 これだけの事業を推進する11うことは、
 これは非常に努力が必要であるか
 も知れませんが、当局の今の体
 制で可能だ11うふうなことでござ11
 ます。以上。

8 番

どうも一般質問を免11なつてなリマセ
 んので、もう一度当局に伺11した11
 人ですが、今芝委員長から報告が
 ありましたように、このように事業をや
 る11うこと、これは非常によいこと
 11います。市民の方でもできるだけ早く実現
 アスファルト道路、乳剤舗装道路を

実現してもらいたいと要望なされておる
と思えます。しかしながらただやるだ
けでなく、この工事そのものが設計通
り完全なる工事を行なわれておるか。
その辺に大きな問題がございます。
そこであまりにも急ぐために事業分量
を多くしたために監督が予充分で
はなかったかどうか。そういうのも一般
箇所の中で伺われた訳でござい
ます。そういう観点から立上りしてこの
度の予算内容にしても、50,000 余りの
予算計上でございます。そこで当局に
おいては、充分なるこの予算の執行と、
そして工事面においての監督は、充分可
能であるか、その辺を伺い致します。

建設課長

お答えいたします。監督についても充分
やるし又、執行についてもベストを尽くし
てやるつもりであります。

8 番

はい。

委員

総務課長

少し補足いたします。これだけの大きな
事業投資、しかもありますところ、後3ヶ月の
期間でございますけれども、当局がこれ
だけやる、意欲があるという、ことに対し

ましては我々は犬に買ひ、そして犬に叱咤激励してバックアップして、そしてその実現をすべきであるというふうに見える。

(進行と呼ぶ)

議長

他に質疑もないようでありますので、質疑を終りたいと思いますが、御異議ございませんか。

議長

御異議ありませんので、質疑を終り委員報告も終わります。

議長

本案に対する討論を求めます。

議長

討論も省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

議長

御異議ありませんので、討論を省略いたしまして、表決に付します。

議長

議案第1号、1970年度直野湾市一般会計

戈ハ戈出追加更正予算を表決に付します。

議長

原案の通り可決することに御異議ございませんか。

議長

御異議ございせんので、原案の通り可決することに決意をいたしました。

議長

以上もちまして午前の日程を終ります。午後は二時から再び本会議を開きます。

議長

休憩いたします(正午12時20分)

議長

午前に引き続き、今より本会議を開きます(午後2時7分)

議長

日程第十 決議案第一号 海軍沖縄通信本部(宜野湾市野嵩在)の開鎖に伴う施設跡の敷地の開放要請についてを議題といたします。

一応、局長をして朗読をさせます。

議長

休憩いたします（午後二時八分）

議長

再開いたします（午後二時十分）

提案者の説明があれば所受けいたします
たいと思っております。

心斎

提案者である私が御説明申し上げます。5号線は最近急激に非常に発展してあります関係で、その関係地主又地域の住民が早く開放してもらいたたいという要望がございまして、去る3月19日又14日の新聞報道にありました通り、この通信線の閉鎖される話がありまして、住民は1日も早く開放してもらいたたいと要望がありまして、本議会に提出した次第でござい
ます。どうか議会の意思表示をよろしくお願い致します。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

休憩いたします（午後二時十一分）

再開いたします（午後三時十九分）

質疑を打ち切りたいと思っておりますが御異

154
議でございますが、

(進行と呼ぶ)

議長

御異議ございませんので、質疑を終り討論に移ります。

議長

本案に対する討論を求めます。

8番

本案件に對しまして、討論を行ないたいと思います。宜野湾市の現形はよくロータツ型といわれております。それには普天間飛行場が都心部にありまして、この飛行場のために市の発展が障害されております。幸いにして、海軍通信隊本部の方から、6月31日に閉鎖するという情報があります。そこで又、地域住民といたしましても是非開放してもらいたいという強い要望があるようにも感じられます。又市といたしましては、単なる通信隊地域だけじゃなくて市内にある今までの陳情を行なった箇所として、その他の軍用地にあきましても強かに開放要請が必要でなにかと思います。しかしながら単なる開放だけでなくして、市議会も当然のことな

から当局にあきましても、開放の用途計画、利用、そういった面は今から充分計画を立て、道路の整然とした道路の利用度ができるような計画をすべきでないかと、そういうふうに思う次第でございます。その辺も当局としては、充分案を計画をもって頂きたいことを要望します。それで本件に対しては、地域住民の要望もござりますれば、議会といたしましては、早速決議をいたし、そして開放ができるよう努力すべきであると、そう考える次第でございます。可様な理由によりまして本案件は議決することに賛成いたします。

ノ 番

賛成討論であります。御承知のように、この手返還を前にしまして、沖縄の最も重要な問題、即ち軍用地の問題にこれがクローズアップされて来てあります。この軍用地の問題は、軍事基地という建前からこれは当然反対をしなければいけません。そこでこの決議案にありますところの箇所、即ち野嵩にあります海軍施設、これは軍当局が閉鎖するからということで一応、閉鎖された後は返すべきである、こういうことで決議案が上程されてありますけれども、やはり我々

の誠意としては、今先賛成討論なさ
った議員が云ってありますように宜野
湾市のローナツ。これは普天間飛行場
によって、地域の発展、~~即ち~~宜野湾
市の発展が障害されてゐる。明らかに
あります。そういふことからするならば、
軍当局の閉鎖を待たずして、こっちか
ら住民の要求として開放を要求すべ
きである。そういふふうに思ひます。長
い間、便にもしな。この元範を黙認
耕作地でござります。これをそのまま
我々が黙認の形でやっておるならば
むしろ軍に軍事基地の拡張、これを
許してあるようなものであります。そう
いう意味で、やらぬまゝして、やはり積
極的に軍事基地をいふのは、こっちから
真正面をきつて住民に対し対応すべ
きであり、更に基地縮小、基地撤去の
方向に我々は運動しなけりやなうな。
そういふふうに思つてあります。以上の
ことを注釈いたしまして、この決議案に
賛成であります。

議長

他にござりませぬので、討論を終り
たいと思ひますが、御異議ござりませ
ぬか。

(異議なしと呼ぶ)

議長
御異議ございませぬので、討論を終
り表決に付します。

議長
決議案第1号 海軍沖縄通信本部
(宜野湾市野嵩在)の開鎖に伴う施設
跡の敷地の開放要請について表決
に付します。

議長
原案の通り可決すること、御異議ご
ざいせんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長
御異議ございませぬので、原案の通り
可決決定いたしました。

議長
日程の追加をいたします。日程第13に
決議案第2号 軍労働者の大量解雇を
撤回する要請決議、日程第14に決議
案第3号 軍産雇員の大量解雇の解
決に関する要請決議、以上の決議案
を日程追加をいたします。

議長

両決議案を日程にのせる前に皆さん
方に御報告を申し上げます。

宜野湾市字要志吾 60/10/10 松本利光
君から宜野湾市議会議長宛、決議要請
についてという文書が参っております。本
文書を一応事務局長をして朗読をさせ
ます。

議長

休憩いたします（午後3時26分）

再開いたします（午後3時29分）

決議案第二号に対する説明があれば
再開したいと思っております。

ノ 審

提案者から説明するまでもなく既に
皆さんも御承知のことと思っております。軍
労働者が長年勤めた職場。しかも自
ら好んで勤めた職場じゃなく、やは
沖縄の社会状況に依りて軍職場
に依りて普通5万人といわれておりますけ
れども、そこに長年勤務をして、そこか
ら生活の基計を得ていた。軍当局はそ
れを一方的に軍事費の削減、に依りて
解雇をして、どんどんどんどん解
雇が全般的に波及する中で軍雇員
はやはり一番大事なものは、60年来自
らの生活と権利を守るためにやはり軍

権力に對しては、労働者自ら斗争にや
 かなうと云う訳で労働組合を作って、今
 5万余りの組合員が結集してあります。
 これを主体に軍当局にあらゆる手段を
 もって反省を求めて云う訳ですが、やは
 り今まで全然なかった退職金、ボーナス
 その他の労働条件が60年未だこの方、曲
 りなかりもやはり運動、自信の力で
 軍当局にそれをせまうて、実現した訳
 ではありますけれども何と云うにしても
 働くものは、やはり解雇、最終的に解
 雇に出されると云うと、これはたまたまの
 のではありませぬ。ところでその解雇、
 これを先ず解雇されるまでの過程、こ
 れには色々な補償もかけられましよう
 けれどもやはり労働者の最終目標は
 解雇を撤回することにあるんだと云う
 ことで一応は先ず解雇を撤回せね
 ばならぬと云うことで、解雇撤回要
 請の決議文になってあります。その解
 雇撤回の内容でありますけれども、
 やはりそこには間接雇員、解雇された
 ものの年当りの増額、色々なものが含ま
 れましようか。解雇撤回を要求する中
 から云う云うものが生れて来ると云う立
 場に立って、あくまでも労働者に直接
 ではなく解雇、これだけは撤回しなけり
 やかなうと云う訳でこれを前面に出
 して、云う訳であります。やはりそう。云う

160
軍産備員問題は、人労働者だけの問題でなくて、地域的なものであり、或いは
ひいては、沖縄県民の問題、こういう問題を
考えますならば、やはり単に軍産備員の
一使用者と労働者の解雇、労働関係
の問題ということではなくて、やはり全般的に我々は最も関心を抱いたといか
ない問題と思います。そういう訳で特に
前の議会から私は非公式ではありましたが
けれども、やはり軍労働者の生活権を守
るということに対しては、あきらかに反対する
人は誰もいないと思います。そういう問
題に対して、やはり個人、個人のそれ
から政党的な思想的なイデオロギーは
どうかと思えますけれどもやはりそれは
超越して、今現時点に於いてこの問
題、労働者を保護する、こういう立場に
立つならば、やはり解雇撤回という要請
決議は、当然一致するんじゃないかろう
かという観念に立って、一応最大目標
である解雇撤回、これを主眼にして要
請決議を提出してあります。以上

議長

決議案第3号に対する説明があれば
受け給わりたいと思います。

11番

共同発議、共同提案という形であります。

すけれども、一応その中で代表いたしま
して、御説明申し上げます。こゝで
強度な風を引きまして、大変かすれてあ
りますので、聞き若し、臭いであろうかと思
いますので、御容赦願いたうと思
います。又今のこの問題は、最早、市町
村議会の問題ではなくして、大きな政
治問題化してあります。又高度の政
治的立場に立って、この問題を解決
さなければ、到底解決できなうとい
うことは、周知の通りでございます。既
に日本の外交ルートにのせて、そしてこの
問題を解決する方向に今仕向けて
つつある訳であります。日本復帰をま
じかに控へ、しかも秒読みの段階に
入っておりますけれども、この問題が解
決した限り日本復帰もあり得ない
というところまで深刻な大きな社
会問題にまで発展してあります。しか
しながう問題は、基地の縮小、撤去
或いは撤回等も密接な関係がござい
まして、我々は今までも同じを通し、そ
して、解決できるような方向で決議し
た方がいゝといつたような考え方に立っ
て、この決議案を草案として提出した
次第でございます。又、解肉放、
撤回するだけの意思表示で果して、軍
産議員並びに労働者の福祉につなぐ
るか、どうか、そう云う点にも我々は、

充分留意しなければならぬと思ふし、
 又我々の代表機関でありますところの
 屋良政権にめがけましても、今度の軍
 産議員の大量クビ切り、大量解雇
 につきましても、撤回要求をしなすとは
 つきり打て出してあります。むしろそう
 いう考え方が、すじを通しての私は発言
 だと、非常に敬意を表してあります。し
 かしは、どう云つたような形で解決し
 ていくべきであるかといひますと、既に
 政府にめがけては、離職者対策を充
 分、確立しつつある段階にある訳であ
 ります。しかしながらこの今考えていま
 ところの対策では充分ではないといつた
 ような大きな批判がある訳でありま
 す。そこで我々は最も積極的に離職
 者対策を該当する人達の満足のい
 く線まで立法し、その対策に力を
 入れるべき段階だと私は考えてあり
 ます。更に先程の全会一致で解雇放
 棄請決議をいたしましたところの地域に
 めがけましても既に米軍は、その基地を
 閉鎖するということをはつきりめしてあ
 ります。閉鎖するということは我々の先
 程の要請決議からするならば、大いに
 受け入れてありますし、歓迎しての上で
 の全会一致だと私は考えてあります。し
 て、その基地が閉鎖することは、当
 然そこに働いておられたところの従業員は

離職しなけりやなうな」といふことにな
 なる訳であります。しかうばあくま
 でも撤回要求をしたならば、その基地
 そのものが閉鎖できな」といふような
 ことにもつながらざる訳でござります。そう
 した場合我々の何が果して可しを通
 せるかどうか、矛盾しな」といふかどうかを
 うこの際、私はもっと積極的に勇気も
 持って、一応我々が受け入れられな」と
 ころの基地が我々の周辺に存在して
 あるならば、早急にその基地を閉鎖
 させて、そして撤去させ、そこに働いて
 いたところの従業員も我々が積極
 的に引き取って、そしてその人達の生
 活補償を充分考えてしかなるべきであ
 り。かつ又、その人達の職業の転換
 と申し上げますのは、今琉球政府が
 盛んに県民的な立場に立って、企業
 誘致に踏み切っております。日本政
 府からの圧力も受けながら毅然た
 る態度ではねのけながら県民的な
 立場に立ってその企業を誘致して
 いるといふことは、周知の通りでござ
 ります。その琉球政府の政策に「か
 ら我々は同情し、市に我々は今後
 合併を予定してあるところのこの地
 域に平和産業、基地に代るべく産業を
 積極的に誘致して、閉鎖に伴うと
 ころの離職者に対しては、優先的に

世話をして上げるなり或いは、今非常に
 予算になつてあります。ところの生活
 補償の問題、くびになつた人達は明
 日からの生活はどうするかと。たさ
 うなもの、琉球政府でもない、或いは
 日本政府でもないということであるな
 らば、我々市や議会がもっと独自の
 救済措置、場合によつては、市民のそ
 う云つたような困つてゐる、離職者に
 対して、独自の予算に取つてでも救済
 措置を講じるべく段階であると私は
 可様に私は考えてゐる次第でござい
 ます。従つて我々は、すじが通せ
 る要求、要請と、そしていかに現段階
 の現時点の政治的動き、或いはわか
 れてゐるところの立場を充分理解を
 願つて、そしてより具体的に、よりその人達
 の福祉のために具体的に動く段階
 に至つてゐると私はこう考えてあります。
 ですから私共が提案いたしましたところ
 のこの決議案の内容も、今回の大量
 く切りに対しては、徹底的に米軍
 に対しては、抗議をする、意思表示を
 してあります。単なる軍事予算の削減
 だと言つたような大義名分の理由で
 長年、雇傭者であるところの我々の市
 民、並かに労働者の皆さんが満足す
 るだけの補償もなくして、首を切られ
 る、と。うことは、これは、道義的にも許

せる問題ではないと、このことも強調してございます。しかしながらただ抗議や撤回だけの要求だけでは、私は何もなうないというふうな観念に立ちまして、むしろ今、全軍労が主張してありますところの退職金の増額要求を本土並みに引上げようとするため、我々はバックアップをすべきであり、かつ又、解雇予告期間の延長を本土並みに持つていくという方向に対して、我々は、この際、全市民をあがてバックアップすべきだというふうな考え方を持つてあります。更にもう一歩、先程から申し上げてまいりました既に退職し、或いは離職された方々に対しては、これからでもあつくはありますので、宜野湾市独自の予算にも反映せしめ、そして強かに琉球政府の予算の中に生活補償を充分確立するだけの予算確保運動、予算を計上してもらうべく、屋良政府に対して強く働きかける必要があるんじゃないかと、このように考えまして、強く第4番にその問題を打ち出して、この次第でございます。以上申し上げましたように、我々はあくまでも議会としては、首を通し、そして、より具体的に実現可能な方向に持つていくべきではないかと、このように思っていることに基づいて、共同提案いたしました次第でございます。

よろしく御検討をお願い致します。尚
説明不足の面につきましては、他の賛
成者の方からも補足して頂きたいと
思います。よろしく御願い致します。

議長

所案に対する質疑を許します。

16番

只今の提案者であります安次富さん
にお聞きしたいと思います。どうも所
定の説明を聞いておりますと私は本
来顛倒してゐるんじゃないかと。又
僕自身、間違つてゐるのか。今、人々くろ
つております。と申しますのは、解雇撤
回とするのは、可じが通らないと貴方
おっしゃつておりましたけれども、なる
ほど軍事基地が閉鎖されて、或いは
基地が縮小されることによつては、解
雇であるならば、その撤回を要求する
なければ、なるほど可じが通らないで
よろしいけれども、現実には基地が縮小
されるところが、増々強化されてゐる。
そういう中で解雇されてゐるものを救
えて、可じ達とは、どういう意味で
1よいか。その1点、次に貴方がたが
出してゐるものに本土政府の同接
産係が実現するまでは、解雇をする
なと、いふからう番目では、解雇予告

147
期間を延ばせとどこまで延ばす矛盾、どこまで延ばす説明願った。

11 番

お答えいたします。御承知のように先刻普天間在の海軍通信隊は閉鎖されるといふことははっきり報道されております。閉鎖されるといふことは、どこかその基地がなくなるということがあるという誤であります。そこで働いておったところの40何名か、はっきり数字は覚えておりませんけれども、その人達も今度の解雇の対象になつておるんだというふうなことはっきりした報道がなされております。そうしますと基地が閉鎖するといふことは、減少であつて、拡張、強化ではないと、私は考えております。もしその人達、それは直野湾市だけでも沢山あります。その人達の意思として解雇撤回をいや要求して我々が積極的に撤回運動を展開したならば、おそらくその部隊は、本国に引き揚げまか、或いは又本土の基地に合併されるかでありまう。そうなりますと、その人達は解雇しない。或いは離職しないということになる。その部隊どこまでも（聴取不能）なけりやないか、い、と、いふことになりかねない。誤であります。

言う云ったようなことからした場合、我々
 は、基地を縮少し、或いは、いふな「基
 地があるならば、それを解雇しろ」という
 ことであれば、それは閉鎖を余儀なく
 にされるということに意味します。で、さ
 う云ったようなことから、私は先程宜野
 湾市としては、特にこの問題がある。で、
 すじを通した行き方が好ましい人じゃ
 ないかというふうなことであります。それ
 から、番目に間接雇傭制度が実現す
 るまで絶対解雇するなということは、これ
 から次々首切りがなされつつあります。
 又、なされようとしてあります。これ以上
 首切りをされた場合、これは、今まで色
 んな面で大きな社会問題まで発展し
 てあります。尚、大きな問題として発展
 するだろうといったような不安もあるし。
 又、そう云ったような予想もある訳です。
 又、特に屋良政権にあっては、これ以上
 首切りを増やすなというふうな
 ことをしばしば軍当局に言っております。
 又、その中で日本復帰をする時までは、
 これ以上軍としては、首切りをする
 な。或いは間接雇傭制度が完全に
 実施できる。時期までは解雇をしてく
 れるなと云ったような要請を軍当局に
 たてたてやっております。琉球政府は
 これは、私は前向きな姿勢、大変立派
 だと思っております。そこで、もう既に

解雇された解雇予告を宣告された人達は非常に今困っております。解雇予告期間の間には、次の仕事をさがせる充分な期間がないということと或いは又、後しばらく二〜三ヶ月でも解雇予告期間を延ばしてもらうは生活面での不安をある程度軽減されるし、或いは又おすつて次の仕事を、その期間内では延ばされた期間内では、さがせる人だと云つたような不安もござりますので、そういう人達に対しては、この際、予告期間をもっと延ばしてもらいたいという要求は私はすじが通つてあるというふうに考えております。その他の面において本士並み、しかも全軍労は、はっきり表向きに本士並みに取り扱ってくれという今、折衝を軍当局にやっておりますけれどもそれすら軍としては受け入れてないような誠に一方的なやり方特別取り扱いの状態であります。それを我々は全軍労のその主張を大いにバックアップしてそれが通るような、或いは通るような具体的な面に立ち入って、私は要請すべきだというふうなことを考えております。

8番

この議案に対して、質疑を行ないます。我々は、沖縄は、予自然な姿に

170
まう。20余年支配された訳でござい
ます。その間にあきましても我々は常に
基地の縮小。そして経済面からいたしま
しても、基地経済は予自然の筈であら
うで、基地経済からの脱皮、そして平和産
業によつての自立安定経済を確立すべ
きだといふふうに常にやって参りました。
そして、今年返還という目途もついたので
ございします。そこにあつては到底、基地
の縮小といふことが考えられます。そこ
によつて私は当然くるべきものが来た、し
かしながら、そうしながら法的に戦
政的に、そして離職者に対して何の措
置も予算も講じられなかったといふこと
は、実にはない。次第でございします。そ
で、私は、我々直野湾市の議会として、取
るべき態度は、勿論、そういう事態が今
迄あるにしても、それに対処しよう離
職者対策問題に重点を置いて、強かに
進めることによつて、その解雇者の救済
措置が充分なされると思う次第でござ
いします。まう、私は撤回というよりも
り、この予算案に示されたように離
職者対策を中心として強かに進めた方が
かえつて、解雇された方々に実際にあつて
救済措置、そしてその人の生活を充分と
は、いれなくとも、いれゆる守ることができ
る人じゃないかと、そういうふうに考える
のでございします。そういう観点から見て、ま

して、ご提案者の方ですか。ご提案
件に一本にしておいて、まとめて全会
一致でやったらいいかと思いますが、
その点、

議長

お諮りをいたします。定刻4時になっ
ておりますが、本日の日程がまだ終っ
ておりませんので、これを時間を延長
したいと思いますが、御異議ございま
せんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

認め

御異議なしと認めます。よって時間を
延長することに決定をいたします。

1番

大量解雇を撤回する。今この当事者
の解雇寸前に追いつきまわっております。
この軍労働者の立場に立っております
ので、今解雇がふようとしている場
合にうれいや他界としてはどうすべ
ばいいかと、解雇の撤回をいふので
す。これは、解雇の撤回をするのに、これを
あつたら、解雇だけ撤回したくない訳
ですね。そういう訳でなくて、決議文
でありますから、今先、これをいふよう

議員の方の説明、これは当然であ
 ります。離職者の解雇の延期、それから
 事後対策、これはやうにと「う」訳じゃ
 ありません。労働者としての立場から
 この場合、解雇撤回を打つ出してや
 ってくれと、その中から問題を打ち出し
 て行くというのであつてですね。そこに
 はやはり解雇撤回を初めとして、その他
 の労働条件の改善、生活擁護に関
 するものであつて、別にこの字句だけに解
 雇撤回というだけにとらわれての意味
 だけじゃなくて、そうする人であれば、こ
 れにもつげう訳です。見出しは撤回
 でなくても、やはりうれいじゃ我々は、皆さ
 んが、解雇者が、これこれのよから解
 雇して下さうと、斗うの場合、そう云え
 るかというのか、問題です。そうう
 面も含めて、皆さんがあつしやうれい
 第三子請求にされたらということも理
 解できます。全労に要求する問題
 これを並べたてると、これを決議文と
 して、勿論以外にもありますけれども
 いくつ羅列するか分らん。いつうう
 述べるものでですね。この辺を一つ御理
 解願つて、労働者としての立場を要求
 する場合、解雇撤回を要求する。
 それな人が考えて見た場合に、それじ
 や離職対策を充分やれば、ことが
 解決される人だと思ふ人だ、と、ううう

立場に立つ人だが、その辺はどうする
かですね。そう「う」を含まれて「ま
す」人で、あくまでもそう「う」を御理解
して頂きたいと、これにやはり羅列して
全軍の箇々の要求、これは沢山あ
ります。いつ「う」を並べるかどうが
そう「う」面もあります。

議長

休憩いたします（午後4時5分）

議長

再開いたします。(X:57)

議長

日程の第15. 決議案第2号. 日程の第16. 決議案第3号につきましては、提案者より撤回の申し入れがあり、ありますので、撤回することに、ご異議ございませんか。

議長

ご異議ありませんので、撤回をすることに決定いたします。

議長

尚、日程の追加を行います。

議長

日程の第17. 決議案第X号. 単雇用人の大量解雇問題の解決に関する要請決議を日程の追加を行います。

議長

本案を議題とりたいと思います。一応、事務局長をして朗読せしめます。

議長

暫く休憩いたします。(×:58)
再開いたします。(×:58)

議長

日程の第17、決議案第×号につき
ましては、質疑並びに討論を省略
いたします。表決に付したと思
いますか。ご異議ござりませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

ご異議ありませんので、質疑並
びに討論を省略いたします。表決
に付します。

議長

決議案第×号、単雇用人の大量解
雇問題の解決に関する要請決議
を表決に付します。

議長

原案のとおり可決することに、ご
異議ござりませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

原案のとおり可決することに、決

176
定をいたしました。

議長

暫く休憩いたします。(タ:59)
再開いたします。(タ:59)

議長

決議案第タ号に対する送付先を行ないます。アメリカ大統領、アメリカ国防長官、内閣総理大臣、琉球列島高等弁務官、行政主席。

議長

以上もしまして第73回議会議定例会を閉じることになります。たいへん長時間にわたしまして、ご審査をいただきまして、まことにありがとうございました。

閉会(5:5)

上記会議録の次第は、書記が記載したものであるが
その内容の正確であることを証するためここに署名
する。

19²⁰年 5月 31日

宜野湾市議会議長 古波蔵 清次郎

議事録署名議員 石川 貞六 

議事録署名議員 伊藤 隆之 